

201129021A

平成23年度厚生労働科学研究費補助金 地域医療基盤開発推進研究事業

医療安全管理体制の整備に関する研究

—認定病院を対象とした医療安全管理体制の実態と評価結果の関連に関する検証—

(H22-医療-一般-023)

平成23年度 総括研究報告書

研究代表者 廣瀬昌博

平成24(2012)年3月

平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）総括報告書
医療安全管理体制の整備に関する研究
－認定病院を対象とした医療安全管理体制の実態と評価結果の関連に関する検証－
(H22-医療一般-023)

目 次

総括研究報告.....	1
-------------	---

(1) 医療安全管理体制の整備に関する実態調査の比較

I. 調査対象（平成 22 年度および 18 年度調査）.....	24
II. 医療安全管理に関する活動状況の比較（平成 22 年度および 18 年度調査）.....	26
III. 調査票（平成 22 年度および 18 年度調査）.....	141

(2) JCQHC による評価体系の医療安全管理に関する項目についての検討

I. 臨床研修病院を対象とした評価体系（Ver.5.0）第 2 領域評価結果 1) Ver.5.0 による評価結果（441 施設平均）.....	160
---	-----

平成23年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）総括報告書

医療安全管理体制の整備に関する研究

－認定病院を対象とした医療安全管理体制の実態と評価結果の関連に関する検証－

(H22-医療-一般-023)

研究代表者	島根大学医学部附属病院・病院医学教育センター	准教授	廣瀬 昌博
研究分担者	京都大学大学院医学研究科医療経済学分野	教 授	今中 雄一
	三重大学医学部附属病院医療安全・感染管理部	准教授	兼児 敏浩
研究協力者	医療経済研究機構	主任研究員	福田 治久
	島根大学医学部看護学科基礎看護学	教 授	内田 宏美
	島根大学医学部附属病院薬剤部	副薬剤部長	小村 直之
	島根大学医学部附属病院医療安全管理室	リスクマネジャー	三原 美津江
	三重大学医学部附属病院医療安全・感染管理部	リスクマネジャー	石橋 美紀
	京都府看護協会	理 事	桑原 安江

要旨 平成14年10月医療安全体制の整備が義務付けられ、同18年4月から医療安全対策加算50点が算定可能となり、同22年4月から、要件によって加算I.85点、加算II.35点に変更された。しかしながら、医療安全対策加算算定病院を対象とした医療安全管理体制に関する研究はほとんどない。そこで、算定病院を対象に医療安全活動の実態調査を実施するとともに、(財)日本医療機能評価機構(JCQHC)による認定病院を対象に公開されている評価結果から、今後の医療安全管理活動について重点的に評価すべき項目や課題を明らかにし、これらに対する評価・提言を行なう。

(1) 医療安全管理体制の整備に関する実態調査の比較・検討：H18年度およびH22年度に実施した医療安全管理体制の整備に関するアンケート調査において、前者は臨床研修病院(単独・管理型)1,039施設に対し399施設から回答があり(回収率38.4%)、後者では、医療安全対策加算算定病院2,674施設に対し、669病院から回答があった(回収率25.0%)。前者は特定機能病院(45施設)、国公立・公的・社保関係(241施設)、医療法人・その他(113施設)の3群に、後者においては算定病院を加算I.401床以上(A群:173施設)および未満(B群:306施設)ならびに加算II.(C群:180施設)の3群に分類した。病床数や開設者別に検討すると、H18年度調査は単独管理型臨床研修病院であることから、大規模・国公立・公的病院が多く、H22年度調査では、加算II算定病院は小規模・医療法人が多いことが分かった。対象病院の属性を考慮し、両年度間で比較・検討した。「病院長の支援は明確になっているものの、人的・財政的支援は十分でない」ことに象徴されるように、医療安全活動に関する項目でH18年度からH22年度にかけ、飛躍的に向上した項目は皆無であった。また、医療安全活動について、大規模病院では早くから実践してきたが、小規模病院においては十分ではない状況であることが分かった。

(2) JCQHCによる評価体系の医療安全管理に関する項目についての検討：本年度は、平成24年3月2日現在で臨床研修病院のうち、JCQHCによる認定病院である441施設(Ver.5.0認定のみ)の評価結果を用いて、評価体系第2領域の項目について検討した。その結果、22年度調査と同様、患者の権利や倫理(職業倫理、臨床倫理)に関する項目、説明と同意、患者安全を確保するための活動についての評価は低く、5段階評価で3.6点以下の項目が7項目もあった。このことは、H22年度アンケート調査とも一致した結果であると考えられた。ただし、臨床研修病院であることから、臨床試験や治験に関する項目は4点に近く、評価が高い。

以上から、各医療施設とも、病院長の支援のもと、医療安全管理部門やリスクマネジャーの権限や役割が明確にされ、医療安全に注力しているものの、その人的、財政的支援は十分とは言えず、インシデントレポートなど医療安全対策が十分に実践できていない状況にある。また、とくに医師は医療安全に対する意識は依然として低い。したがって、患者の権利、医療倫理など基本事項の教育を強化するとともに患者中心の医療と医療の質の向上に関する活動に重点をおく必要があると考えられた。その際、医療安全活動を円滑に実施するため、医療安全対策加算の使途を明確にすることも一案であると考えられた。

1. はじめに

平成 14 年 10 月医療安全を確保する体制の整備が義務付けられ、その要約は、①安全管理のための指針の整備、②院内報告制度の整備、③医療安全管理委員会の設置、④安全に関する職員研修の実施である。そして、同 18 年 4 月診療報酬の改定で、医療安全対策加算が可能となった。

申請者らはこれまで医療安全管理に関して、①専従者の存在が医療安全活動の推進に不可欠である、②医業収支バランスのよいほど活動が実施されている、③多くの病院で医療安全活動に多く投資されていることなどを報告した^{1,2)}。本研究は、アンケート調査、JCQHC 評価体系における医療安全管理関連項目の評価結果による調査および選定病院での面接調査から構成され、重点項目や課題を選定し、算定病院における面接調査や JCQHC の評価結果との関連を検証することで今後の医療安全管理体制の重点化を実施する際の科学的エビデンスをも提供し、今後の医療安全活動への貢献に資することを目的としている。また、医療安全管理体制に関する研究は、わが国においては、厚生労働省の調査³⁾を除いて、申請者らの研究以外には体系的なものではなく、国外では医療提供体制の相違もあって比較できる研究はない。したがって、本研究は独創的で、その意義は非常に高い。

2. 目的

医療安全対策加算算定病院を対象に医療安全活動の実態調査を実施するとともに、(財)日本医療機能評価機構 (JCQHC) による認定病院を対象に公開されている評価結果から、今後重点的に評価すべき項目や課題を明らかにし、これらに対する評価・提言を行なう。

平成 23 年度は、医療安全対策加算算定病院における医療安全管理体制の実態調査について、京都大学大学院医療経済学分野で実施された実態調査（以下、H18 年度調査）と本調査（以下、H22 年度調査）との比較および臨床研修病院を対象とした JCQHC の評価体系 (ver.5.0) による認定病院の公開されている評価結果を用いて、医療安全管理に関わる項目の検討を行った。

3. 対象と方法

(1) 安全管理体制の実態調査に関する H18 年度調査と H22 年度調査の比較

＜対象と方法＞

○対象：医療安全管理体制に関する H18 年度および H22 年度アンケート調査結果

○方法：両年度調査結果について、同様の設問項目を比較検討する。設問項目の詳細については、資料に添付している。

○調査項目：①安全管理に係る管理者・責任者の配置状況について②医療安全管理の組織体制について③安全管理に係る委員会について④安全管理に係る組織的な院内巡視活動について⑤安全管理に特化した院内研修について⑥研修のための院外支払い費用について⑦インシデント報告・収集・分析等について⑧医薬品の安全管理に関わる活動について⑨医療機器の保守点検について⑩患者の立場を重視する活動について⑪医療の質・安全に関する情報公開について領域にわたる。

医療安全対策加算については、診療報酬上、一定の要件を満たした医療施設が入院 1 回につき、平成 18 年 4 月から 50 点の加算が認められ、診療報酬の改定で要件によって、平成 22 年 4 月からは医療安全対策加算 I. 85 点、医療安全対策加算 II. 35 点の加算が可能となった。

本研究の結果から、医療安全対策加算による医療施設における医療安全対策の実施状況の変化を観察、検討することで将来の医療安全対策の課題を抽出することが可能であると考えられる。しかしながら、平成 18 年度調査は臨床研修病院を対象とした調査である一方、平成 22 年度調査は医療安全対策加算算定病院を対象としていることから、両者の比較が可能であるかどうかの是非について、検討しておく必要がある。

(2) JCQHC による評価体系の医療安全管理に関わる項目についての検討

＜対象と方法＞

○対象：JCQHC の認定病院のうち、大学病院（本院のみ）を除く臨床研修病院。平成 24 年 3 月 2 日現在で全病院数 8,650 病院のうち、2,437 病院が認定されている（認定割合 28.2%）。平成 22 年度は、特定機能病院 82 病院を調査対象としたが、本年 23 度調査は臨床

研修病院 845 病院のうち評価体系 ver.5.0 による JCQHC 認定病院を対象とした。

○方法:JCQHC のホームページには病院機能評価結果が各病院の許可を得て公開されており、その評価結果を閲覧することが可能である。この認定病院の評価結果のうち、医療安全に関する項目を抽出し、その項目について検討する。

(<http://www.report.jcqhc.or.jp/index.php>)

○医療安全に関する項目:JCQHC の評価体系は、認定の際の基準となる項目で、平成 21 年 7 月からの審査では ver.6.0 が適用されているが、その審査時期によっては、公開される評価結果が評価体系の異なる場合がある。認定されてから、あらたな評価結果が公開されるまで約 6 ヶ月かかると云われている。

今年度調査では、評価体系 (ver.5.0) 第 2 領域:「患者の権利と医療の質および安全の確保」について検討する。

表. 評価体系第 2 領域評価項目

項目名 (ver5.0)	
2.1	患者の権利と医療者の倫理
2.1.1	患者の権利に関する方針が明確である
2.1.2	職業倫理に関する方針が明確である
2.1.3	臨床における倫理に関する方針が明確である
2.1.4	治験に関する倫理が明確である
2.1.5	臨床研究に関する倫理が明確である
2.2	患者－医療者のパートナーシップ
2.2.1	患者－医療者のパートナーシップを強化する体制がある
2.3	説明と同意
2.3.1	説明と同意を行う体制が確立している
2.3.2	患者の請求に基づく診療記録などの開示に対応している
2.4	患者の安全確保
2.4.1	安全確保のための組織体制が確立している
2.4.2	安全確保のための活動が行われている
2.5	医療事故への対応
2.5.1	医療事故発生時の対応体制が確立している
2.6	病院感染管理
2.6.1	病院感染管理のための体制が確立している
2.6.2	病院感染に対応し組織的に活動している
2.6.3	職員に対して病院感染管理についての教育活動が行われている
2.6.4	職員への感染予防策が実施されている

4. 結果

(1) 安全管理体制の実態調査に関する H18 年度調査と H22 年度調査の比較・検討

<調査対象病院の属性>

平成 22 年度および平成 18 年度調査における対象病院の属性について検討する。

平成 18 年度調査では、臨床研修病院 (単

独・管理型) 1,039 施設にアンケート調査票を送付し、うち 399 施設から回答があったものである (回答率 38.4%)。一方、平成 22 年度調査では、医療安全対策加算算定病院 2,674 病院に調査票を送付し、669 病院から回答があった (回収率 25.0%)。

1) 開設地域の分布

下表は両年度調査における開設地域の分布をみたものである。両者を比較すると九州 (H22 年 15.4%、H18 年 8.8%) を除いて、おおむね同程度の割合であることが分かる。

(1) 開設地域の分布

地方厚生局	開設地域		H18年度 度数	H18年度 パーセント
	H22年度 度数	H22年度 パーセント		
1 北海道	46	6.9	29	7.3
2 東北	54	8.1	39	9.8
3 関東信越	167	25.0	114	28.6
4 東海北陸	97	14.5	64	16.0
5 近畿	110	16.4	75	18.8
6 中国	51	7.6	28	7.0
7 四国	30	4.5	15	3.8
8 九州	103	15.4	35	8.8
9 不明	11	1.6	0	0.0
合計	669	100	399	100

※開設地域は、厚生局による分類に基づく

2) 病床数別の分布

両調査の対象病院における病床数について検討する。H18 年度調査は現在ほど、医療安全対策が進んでいない状況での調査であったことから、医療安全対策が比較的進んでいると考えられる臨床研修病院を対象としたものである。一方、H22 年度調査は平成 18 年に診療報酬に導入された医療安全対策加算により、病院における医療安全対策の進捗状況を量的、質的に検討する狙いがあることから、その対象を医療安全対策加算算定病院としたものである。

ここで 500 床以上の病院の占める病院数 (割合) はそれぞれ H22 年度 113 病院 (16.9%)、H18 年度 142 病院 (35.6%) であった。この結果は、両調査の目的や対象病院の相違によるものと考えられる。

(2) 病床数別の分布

病床数	全病床数		H18年度	
	度数	パーセント	度数	パーセント
0~100	96	14.3	10	2.5
1 101~200	162	24.2	21	5.3
2 201~300	115	17.2	56	14.0
3 301~400	117	17.5	104	26.1
4 401~500	66	9.9	64	16.0
5 501~600	31	4.6	69	17.3
6 601~700	39	5.8	27	6.8
7 701~800	14	2.1	16	4.0
8 801~900	9	1.3	9	2.3
9 901~1000	20	3.0	21	5.3
欠損値	0	0.0	2	0.5
合計	669	100.0	399	100.0

が分かった。

	平成22年3月時点での加算			
	401床以上	400床未満	(3)加算2	合計
算定	154	259	29	442
非算定	11	21	142	174
欠損	8	26	9	43
計	173	306	180	659

また、病床数別にみると下表から加算Ⅱは小規模病院が多数を占めていることが分かる。

病床数	(1)加算1・(2)加算1・(3)加算2				除外	合計
	401床以上	400床以下	(3)加算2	除外		
0~100	0	37	55	4	96	
1 101~200	0	79	81	2	162	
2 201~300	0	88	25	2	115	
3 301~400	0	102	13	2	117	
4 401~500	61	0	5	0	66	
5 501~600	30	0	1	0	31	
6 601~700	39	0	0	0	39	
7 701~800	14	0	0	0	14	
8 801~900	9	0	0	0	9	
9 901~1000	7	0	0	0	7	
10 1001~1500	13	0	0	0	13	
合計	173	306	180	10	669	

さらに、上記3)とは異なる開設者別に検討すると、下表から加算Ⅱ算定病院の79.4%は医療法人であることが分かる。

開設者	(1)加算1・(2)加算1・(3)加算2				除外	合計
	401床以上	400床以下	(3)加算2	除外		
1 大学病院(本院)	34	0	2	0	36	
2 公立・公的・社保	100	148	35	6	289	
3 医療法人等	39	158	143	4	344	
合計	173	306	180	10	669	

以上、1)~3)の項目を検討すると、臨床研修病院であり、特定機能病院である大学病院においてはほぼ100%が加算Ⅰを算定しており、一方小規模医療法人病院においては、加算Ⅱを算定しているものと考えられる。

したがって、兩年度の調査項目の比較においては、これらを考慮しながら比較することが可能であると考えられる。

(3) 開設者別の分布

開設者	開設者		H18年度	
	度数	パーセント	度数	パーセント
1 国立・独立行政法人	82	12.3	64	16.0
2 公立・地方独立行政法人	98	14.6	79	19.8
3 公的	111	16.6	108	27.1
4 社会保険関係法人	20	3.0	20	5.0
5 学校法人	26	3.9	15	3.8
6 医療法人・その他	318	35.0	113	28.3
9 欠損値	14	2.1	0	0.0
合計	669	100	399	100.0

4) H22年度調査における医療安全対策加算状況

ここで、医療安全対策加算状況について、病床数別、開設者別、臨床研修病院指定の有無等に関して検討する。

まず、診療報酬改定前の平成22年3月時点での加算算定状況(50点加算のみ)をみると、非算定病院が加算Ⅱを算定していること

4) 調査項目の検討

本研究計画を立案する際、研究グループには分担研究者として京都大学大学院医学研究科今中雄一教授が、研究支援、研究でデザインの構築に関与している。また、研究協力者である医療経済研究所福田治久主任研究員は、平成18年度厚生労働科学研究費補助金 政策科学研究事業「医療における安全・質確保のための必要資源の研究」の一環として本研究の調査と同様、アンケート調査を実施している。

平成18年度および平成22年度の調査項目は、それぞれ以下の表のとおりである。これを見ると、用語等一部の相違があるものの、感染制御の項目を除いてほぼ同様のアンケート調査が実施できたものと考えている。

平成18年度調査項目
(1) 安全管理の組織体制について
(2) 安全管理に係る委員会・会合について
(3) 安全管理に係る組織的なラウンドについて
(4) 感染制御の組織体制について
(5) 感染制御に係る委員会・会合について
(6) 感染制御に係る組織的なラウンドについて
(7) 安全管理・感染制御に特化した院内研修について
(8) 安全管理・感染制御に特化した院内研修について
(9) 研修のための院外支払い費用について
(10) インシデント報告収集・分析等について
(11) 組織的な病院感染サーベイランスについて
(12) 医薬品の安全管理に関わる活動について
(13) 医療機器の保守点検について
(14) 廃棄物処理について
(15) 患者側の立場を重視する活動について
(16) 医療の質・安全に関する情報公開について
(17) 安全文化について
(18) 施設基本情報

平成22年度調査項目
(1) 医療安全対策加算について
(2) 安全管理に係る管理者・責任者の配置状況について
(3) 医療安全管理の組織体制について
(4) 安全管理に係る委員会について
(5) 安全管理に係る組織的な院内巡視について
(6) 安全管理に特化した院内研修について
(7) 研修のための院外支払い費用について
(8) インシデント報告収集・分析等について
(9) 医薬品の安全管理に関わる活動について
(10) 医療機器の保守点検について
(11) 患者側の立場を重視する活動について
(12) 医療の質・安全に関する情報公開について
(13) 安全文化の測定について
(14) 施設基本情報

以上から、H18 年度は臨床研修病院対象、H22 年度は医療安全対策加算算定病院が対象であることを前提に両年度の比較は可能であると考えられる。

5) 両年度調査の比較

ところで、医科点数表の解釈（社会保険研究所刊、22 年版）によれば、医療安全管理体制の基準は、

- ① 当該保険医療機関において、医療安全管理体制が整備されている。
- ② 安全管理のための指針が整備されている。
－安全管理に関する基本的な考え方、医療事故発生時の対応方法等が文書化されている。
- ③ 安全管理のための医療事故等の院内報告制度が整備されている。－院内で発生した医療事故、インシデント等が報告され、その分析を通じた改善策が実施される体

制が整備されている。

- ④ 安全管理のための委員会が開催されている。－安全管理の責任者等で構成される委員会が月 1 回程度開催されている。
- ⑤ 安全管理の体制確保のための職員研修が開催されている。－安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的とするものであり、研修計画に基づき、年 2 回程度実施されることが必要である。

以上の基準は、平成 18 年度も平成 22 年度も変更はないが、平成 22 年 4 月診療報酬の改定にともなって以下のようない基準が追加された。医療安全対策加算 1 の施設基準について、当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されている。また、医療安全対策加算 2 の施設基準について、当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されている、ことが必要である。

さらに、当該医療保険機関内に医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制が整備されていること、および患者相談窓口を設置していることが必要である。

以上のような観点から、医療安全管理体制の整備状況を把握する必要がある。

また、比較の際の日時については、原則として H22 年度は平成 22 年 9 月 30 日現在、H18 年度は平成 18 年 9 月 30 日現在を示している。

さらに、両年度調査における病院属性を考慮すると、H22 年度調査においては、加算 I・401 床以上 (173 施設)、加算 I・400 床以下 (306 施設) および加算 II (180 施設) の 3 群に、また、H18 年度調査では、特定機能病院 (45 施設)、国公立・公的・社保関係病院 (241 施設) および医療法人・その他病院 (113 施設) の 3 群にそれぞれ分類されている。以上の検討から、H18 年度調査の対象病院は臨床研修病院で大学病院ならびに公立・公的・社保関係施設であり、しかも病床数を考慮すると、H22 年度調査の加算 I にはほぼ相当すると考えられ、加算 II の施設は H18 年度調査の病院にはほとんど含まれていないものと考えられる。

平成18年度調査(問54)							
	平成7年以前	平成8年以後	平成14年以前	平成15年以後	平成16年以後	平成17年以後	欠損回答数
特定機能病院(45施設)	1	0	9	27	6	1	1
国公立・公的・社保関係(241施設)	16	37	23	53	43	41	28
医療法人・その他(113施設)	13	14	8	16	26	22	14
合計(399施設)	30	51	40	96	75	64	43

○メディエーターの配置状況

メディエーターの配置状況については、設置していない施設数およびその比率は、H22年度およびH18年度調査でそれぞれ486施設(72.6%)および293施設(73.4%)と変化がない。その配置状況は、まだ十分ではないが、時代の潮流もあって今後増加するものと考えられるが、メディエーターとなる職種・資格も不明で、現時点ではなんとも言い難い。

平成22年度調査(問73)							
	設置している	準備・検討中	設置していない	欠損回答数			
加算1・401床以上(173施設)	15	12	131	15			
加算1・400床以下(306施設)	22	31	218	35			
加算2(180施設)	7	9	137	27			
合計(669施設)	44	52	486	78			

平成18年度調査(問59)							
	設置している	準備・検討中	設置していない	欠損回答数			
特定機能病院(45施設)	5	0	37	3			
国公立・公的・社保関係(241施設)	26	14	188	13			
医療法人・その他(113施設)	19	17	68	9			
合計(399施設)	50	31	293	25			

○医療の質・安全に関する情報公開について

医療の質・安全に関する情報公開については、大規模病院ほど、情報公開している割合が大きい。また、公開していても基本的考え方や方針を公開するにとどまっており、踏み込んだ情報公開とは言える状況ではない。患者の望む情報を公開していく必要がある。

□医療安全に係る情報公開の有無

H22年度調査時において、公開している施設数は258施設(38.6%)であった。

平成22年度調査(問75)							
	公開している	公開していない	欠損回答数				
加算1・401床以上(173施設)	102	68	3				
加算1・400床以下(306施設)	116	185	5				
加算2(180施設)	40	132	8				
合計(669施設)	258	385	16				

※「欠損回答」は、活動を実施していないものとみなし、「0」と置き換えている。

□公開情報の内容

➤ 基本的考え方・方針

公開している施設数およびその比率は、H22年度およびH18年度調査でそれぞれ200施設(29.9%)および163施設(24.4%)で年度により増加している感がある。

平成22年度調査(問76.1)							
	公開している	公開していない	欠損回答数				
加算1・401床以上(173施設)	84	0	89				
加算1・400床以下(306施設)	85	0	221				
加算2(180施設)	29	0	151				
合計(669施設)	200	0	469				

※「欠損回答」は、活動を実施していないものとみなし、「0」と置き換えている。

平成18年度調査(問59.1)			
	非公開	公開	欠損回答数
特定機能病院(45施設)	20	25	0
国公立・公的・社保関係(241施設)	152	89	0
医療法人・その他(113施設)	64	49	0
合計(399施設)	236	163	0

➤ 組織図・組織体制

公開している施設数およびその比率は、H22年度およびH18年度調査でそれぞれ105施設(15.7%)および79施設(19.8%)で年度により減少している感がある。ただし、対象病院の相違によるものと考えられる。

平成22年度調査(問76.2)		
	公開している	公開していない
加算1・401床以上(173施設)	49	0
加算1・400床以下(306施設)	43	0
加算2(180施設)	13	0
合計(669施設)	105	0

※「欠損回答」は、活動を実施していないものとなし、「0」と置き換えている。

平成18年度調査(問59.2)		
	非公開	公開
特定機能病院(45施設)	25	20
国公立・公的・社保関係(241施設)	200	41
医療法人・その他(113施設)	95	18
合計(399施設)	320	79

➤ 医療安全活動の紹介

公開している施設数およびその比率は、H22年度およびH18年度調査でそれぞれ112施設(16.7%)および85施設(21.3%)で年度により増加している感がある。ただし、対象病院の相違によるものと考えられる。

平成22年度調査(問76.3)		
	公開している	公開していない
加算1・401床以上(173施設)	50	0
加算1・400床以下(306施設)	55	0
加算2(180施設)	7	0
合計(669施設)	112	0

※「欠損回答」は、活動を実施していないものとなし、「0」と置き換えている。

平成18年度調査(問59.3)		
	非公開	公開
特定機能病院(45施設)	30	15
国公立・公的・社保関係(241施設)	196	45
医療法人・その他(113施設)	88	25
合計(399施設)	314	85

以上、H18年度およびH22年度調査について比較検討したが、医療安全管理活動において、この4年間で飛躍的に向上した項目は皆無であると云ってもよい。このことは、「病院長の支援は明確であるものの、人的・財政的な支援には程遠い」という言葉に象徴される。しかしながら、診療報酬上、医療安全対策加算が算定されていることから、この算定料の用途を明確にすることも考慮しなければならない時期に差し掛かっているのかもしれない。

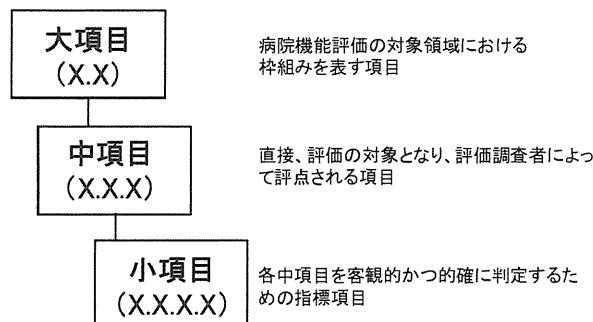
(2) JCQHC による評価体系の医療安全管理に関する項目についての検討

JCQHC のホームページから、平成 24 年 3 月 2 日現在、8,650 病院中認定病院数は 2,437 病院（認定率 28.2%）で、評価体系の version に拘わらず、848 病院が認定されている。一部公開に同意しない病院もあるが、ほとんどの病院が公開に同意し、その評価結果を簡単に参照することが可能である。

そこで、わが国の臨床研修病院のうち、公開されている評価結果から「医療安全に関する」項目について検討する。各評価体系の第 2 領域は医療安全に関連する項目で Ver.4.0 から 5.0、6.0 と変遷するが内容的には大きな変化はない。本年度は ver.5.0 の評価体系で認定され、公開された評価結果を確認できた臨床研修病院 441 病院について検討する。ただし、特定機能病院である大学病院は昨年度検討したので除外した。

評価体系は、一般に大項目、中項目および小項目から構成されている。第 2 領域の場合、例えば、「2.1 患者の権利の尊重と患者－医療者のパートナーシップ」が大項目、「2.1.1 患者の権利と職業倫理に関する方針が明確であり患者および職員に周知させる体制が整っている」が中項目、「2.1.1.1 患者の権利に関する内容が明文化され患者・家族に周知されている」が小項目で、小項目の評価は a. 適切、c. 不適切、および b. 中間の 3 段階評価で小項目の達成状況により、中項目について 5 段階評価がなされる。

評価項目(自己評価調査表)の構成



○Ver.5.0 による評価結果 (441 施設)

□病院の属性

臨床研修病院で JCQHC により認定された病院は 848 病院で、そのうち Ver.5.0 による評価結果を確認できた病院 441 病院の属性を示す。なお、特定機能病院である大学病院(本院)は除外している。

1) 開設地域の分布：関東甲信越、東海北陸、近畿、九州と続く。都市部に多いことが分かる。

(1) 開設地域の分布

地方厚生局分類	開設地域	
	度数	パーセント
1 北海道	28	6.3
2 東北	31	7.0
3 関東信越	123	27.9
4 東海北陸	82	18.6
5 近畿	75	17.0
6 中国	34	7.7
7 四国	17	3.9
8 九州	51	11.6
合計	441	100.0

※開設地域は、厚生局による分類に基づく

2) 病床数別の分布：認定事業においては、病院病床数を 1. 100 床未満、2. 100 床以上 200 床未満、3. 200 床以上 500 床未満および 4. 500 床以上に分類している。200 床以上 500 床未満が 6 割を占め、500 床以上の病院も 3 割を超える。

(2) 病床数別の分布

全病床数分類	全病床数	
	度数	パーセント
100床未満	2	0.5
100床以上-200床未満	29	6.6
200床以上-500床未満	267	60.5
500床以上	143	32.4
合計	441	100.0

3) 開設者別の分布：

開設者別にみると、対象病院が臨床研修病院であることから、公立・地方独立行政法人をはじめ、公的、社会保険関係および国立・独立行政法人など社会的・公的な病院が多く、それぞれの地域で中核を担う病院であることが推測される。

(3) 開設者別の分布

開設者	度数	パーセント
1 国立・独立行政法人	34	7.7
2 公立・地方独立行政法人	137	31.1
3 公的	75	17.0
4 社会保険関係法人	35	7.9
5 学校法人	6	1.4
6 医療法人・その他	154	34.9
合計	441	100.0

4) 区別別の分布：JCQHC の認定を受ける際、受審病院の病床タイプ等によって 1. 一般、2. 療養、3. 精神等の区別に分類される。今回の対象である臨床研修病院は、下表のような区別となった。検討する際には、一般と一般以外で検討する。

(4) 区別別の分布

大学病院および開設者分類		
	度数	パーセント
1 一般	411	93.2
2 療養	1	0.2
12 一般・療養	19	4.3
13 一般・精神	9	2.0
123 一般・療養・精神	1	0.2
合計	441	100.0

5) 評価結果

□全体

今回対象の 441 施設の評価結果（平均値）は表のとおりである。

評価結果（全体）

大項目	中項目	今回調査 441施設	昨年度調査 43施設
2.1 患者の権利と医療者倫理			
2.1.1	3.50	3.65	
2.1.2	3.45	3.40	
2.1.3	3.22	3.35	
2.1.4	3.87	4.02	
2.1.5	3.75	3.95	
2.2 患者－医療者のパートナーシップ			
2.2.1	3.51	3.60	
2.3 説明と同意			
2.3.1	3.38	3.53	
2.3.2	3.78	3.77	
2.4 患者の安全確保			
2.4.1	3.54	3.60	
2.4.2	3.33	3.58	
2.5 医療事故への対応			
2.5.1	3.68	3.88	

参考のため、昨年度実施した調査結果（対象病院：国立大学 22、公立大学 7、私立大学 12 およびセンター 2、全体で 43 施設）も掲載している。

この表から、昨年度調査で特定機能病院を対象病院としたが、臨床研修病院を対象とした今回の場合も同様の傾向が認められる。

例えば、今回調査でもっとも評価の高かったのは、「2.1.4 治験に関する倫理が明確である」の平均点が 3.87 点、ついで「2.3.2 患者の請求に基づく診療記録などの開示に対応している」が 3.78 点、「2.1.5 臨床研究に関する倫理が明確である」が 3.75 点であった。一方、評価の低い項目をみると、もっとも評価の低かったのは「2.1.3 臨床における倫理に関する方針が明確である」が 3.22 点、ついで「2.4.2 安全確保のための活動が行われている」が 3.33 点で、「2.3.1 説明と同意を行う体制が確立している」が 3.38 点であった。

22 年度の特定機能病院 42 施設を対象とした調査では、全体の評価結果のうち、評点が 3.60 未満の項目は、「2.1.2 職業倫理に関する方針が明確である」(3.4 点)、「2.1.3 臨床における倫理に関する方針が明確である」(3.35 点)、「2.3.1 説明と同意を行う体制が確立している」(3.53 点)、および「2.4.2 安全確保のための活動が行われている」(3.58 点) の 4 項目であった。

しかしながら、23 年度実施の、臨床研修病院 441 施設を対象とした本調査での結果のうち、評点が 3.60 未満の項目は、「2.1.1 患者の権利に関する方針が明確である」(3.50 点)、「2.1.2 職業倫理に関する方針が明確である」(3.45 点)、「2.1.3 臨床における倫理に関する方針が明確である」(3.22 点)、「2.2.1 患者－医療者のパートナーシップを強化する体制がある」(3.51 点)、「2.3.1 説明と同意を行う体制が確立している」(3.38 点)、「2.4.1 安全確保のための体制が確立している」(3.54 点)、および「2.4.2 安全確保のための活動が行われている」(3.33 点) の 7 項目であった。

これらの項目は 22 年度の報告書でも指摘したとおり、医療倫理、説明と同意、患者の安全確保のための活動である。

小項目で具体的に示されている。

○「2.1.1 患者の権利に関する方針が明確である」

□2.1.1.1 患者の権利が明文化されている：

明文化されている、内容が一般的な人権・医療の価値観・病院の特性（役割・機能）に矛盾していない

□2.1.1.2 患者の権利について組織的に検討行わわれている：検討の場がある、検討した記録がある

□2.1.1.3 患者の権利が患者・家族に周知されている：院内掲示・病院案内・入院（外来）案内・広報誌への掲載がなされている

□2.1.1.4 患者の権利が職員に周知されている：院内掲示、教育・研修等でとりあげている、職員手帳等、ハンドブック、冊子、名札などに記載されている

○「2.1.2 職業倫理に関する方針が明確である」

□2.1.2.1 職業倫理についての検討が組織的に行わわれている：検討の場がある、記録がある

□2.1.2.2 職業倫理に関する方針が明文化されている：方針があり、明文化されている

□2.1.2.3 職業倫理に関する方針が職員に周知されている：院内掲示、教育・研修等でとりあげている、職員手帳等、ハンドブック、冊子、名札などに記載されている

○「2.1.3 臨床における倫理に関する方針が明確である」

□2.1.3.1 臨床における倫理に関する方針が明確である：病院の特性・機能に応じて、重要な課題を特定している、組織的に検討する場（委員会など）がある、検討した記録がある

□2.1.3.2 臨床における倫理に関する方針が明文化されている：たとえば、積極的な治療を希望する・しない場合、治療の中止を希望する・しない場合などへの対応が明文化されている

□2.1.3.4 臨床における倫理に関する教育・研修が行われている：全職員を対象にした教育プログラムがあり、実施した実績がある

○「2.2.1 患者－医療者のパートナーシップを強化する体制がある」

□2.2.1.1 患者－医療者のパートナーシップを強化する方針が明確である：患者－医療者

のパートナーシップを強化する方針が明文化されている、具体的な実践方法を明示している

□2.2.1.2 患者－医療者のパートナーシップの強化について組織的に検討している：組織的に検討ある場がある、検討の記録がある

○「2.3.1 説明と同意を行う体制が確立している」

□2.3.1.1 説明と同意を行う体制が確立している：基本的な取組み姿勢が明文化されている、セカンドオピニオンが保証されている

□2.3.1.2 説明をして同意を得る手順が明確である：明文化されている、文書で行い、両者（医師・患者ならびに立会人）の署名を行うことが示されている

ことなどが求められている。

○「2.4.1 安全確保のための組織体制が確立している」

□「2.4.1.1 安全確保のための体制が明確である」では、安全確保について組織的に検討する仕組み（委員会組織）がある、仕組み（委員会）が機能している、責任体制が明確である、ことが必要である。

□「2.4.1.2 安全確保の方針が明確である」では、医療事故防止に関する病院の姿勢が明文化されている、事故発生時の方針を具体的に明示している、ことが必要である。

□「2.4.1.1 安全確保の手順が明確である」では、誤認防止についての手順がある、伝達エラー防止についての手順がある、安全な手技実施についての手順がある、ハイリスク領域の安全確保のためのルールやプロトコールがある、ことが必要である。

○「2.4.2 安全確保のための活動が行われている」

□「2.4.2.1 安全確保のための院内の情報を収集する体制がある」では、病院内のアシデント・インシデントを収集している、各部門の報告件数を把握している、ことが必要である。

□「2.4.2.2 安全確保のための院外からの情報を活用している」では、行政・関係団体・学会・研究機構などの資料を収集する手段がある、周知する仕組みがある、などが必

要である。

□「2.4.2.3 収集した情報を分析し、改善策を検討している」では、情報を分析し、改善策を検討している、改善策の事例が少なくとも1つある、改善策の効果について検討した記録がある、が必要である。

□「2.4.2.4 安全確保のための教育・研修を実施している」では、採用時に実施している、各職種ごとに必要な教育・研修を定期的に実施している、実施した記録がある、ことなどが必要である。

□開設者別

開設者別では、前述の表にもあるように、

1. 国立・独立行政法人 34 施設、2. 公立・地方独立行政法人 137 施設、3. 公的病院 75 施設、4. 社会保険関係法人 35 施設、5. 学校法人（特定機能病院を除く）6 施設、6. 医療法人・その他 154 施設について、評価体系第2領域における評価結果を表にまとめた。

これをみると、先に述べたように対象が臨床研修病院であることから、治験や臨床研究に関する項目は評価が高く、医療倫理や職業倫理、説明と同意、ならびに患者の安全確保などは評価が低いことが分かる。

大項目	中項目	今回調査	1 国立・独 立行政法人	2 公立・地 方独立行政 法人	3 公的75 法人137施 設	4 社会保険 関係法人	5 学校法 人・その他 35施設	6 医療法 人・6施設 154施設
2.1 患者の権利と医療者倫理								
2.1.1	3.50	3.47	3.48	3.52	3.54	3.17	3.51	
2.1.2	3.45	3.53	3.38	3.52	3.46	3.50	3.46	
2.1.3	3.22	3.26	3.20	3.20	3.26	3.00	3.25	
2.1.4	3.87	4.03	3.43	3.93	3.97	4.00	3.80	
2.1.5	3.75	3.91	3.74	3.83	3.82	4.00	3.66	
2.2 患者－医療者のパートナーシップ								
2.2.1	3.51	3.47	3.37	3.41	3.34	3.17	3.36	
2.3 説明と同意								
2.3.1	3.38	3.47	3.37	3.41	3.34	3.17	3.36	
2.3.2	3.78	3.85	3.77	3.80	3.74	3.83	3.77	
2.4 患者の安全確保								
2.4.1	3.54	3.50	3.52	3.57	3.51	3.67	3.55	
2.4.2	3.33	3.35	3.34	3.31	3.40	3.17	3.32	
2.5 医療事故への対応								
2.5.1	3.68	3.65	3.67	3.75	3.77	3.67	3.66	

□病床数別

病床別では、JCQHC による分類では、1. 100 床未満、2. 100 床以上 200 床未満、3. 200 床以上 500 床未満、および4. 500 床以上の4つに分類される。これにしたがって、評価結果を表にまとめた。

この表から、大規模病院のほうが、評価は高い傾向にあるようにもみえるが、項目によってはそうとも言えないものもあるので注意を要する。

しかしながら、開設者別と同様、臨床研修

病院が対象であることから、治験や臨床試験に関する項目は評価が高く、医療倫理や職業倫理、患者の安全確保のための基本的な事項については評価が低い。

大項目	中項目	今回調査 441施設	100床以上			200床以上		
			100床未満 2施設	-200床未 満29施	500床未 満267施	500床以上 143施設		
2.1 患者の権利と医療者倫理								
2.1.1	3.50	3.00	3.52	3.48	3.48	3.53		
2.1.2	3.45	3.50	3.48	3.42	3.42	3.50		
2.1.3	3.22	3.50	3.28	3.19	3.19	3.27		
2.1.4	3.87	3.00	3.74	3.82	3.82	3.98		
2.1.5	3.75	3.00	3.55	3.70	3.70	3.89		
2.2 患者－医療者のパートナーシップ								
2.2.1	3.51	3.00	3.55	3.46	3.46	3.60		
2.3 説明と同意								
2.3.1	3.38	3.00	3.38	3.38	3.38	3.37		
2.3.2	3.78	4.00	3.52	3.78	3.78	3.83		
2.4 患者の安全確保								
2.4.1	3.54	3.00	3.41	3.41	3.41	3.54	3.57	
2.4.2	3.33	3.50	3.50	3.31	3.31	3.31	3.38	
2.5 医療事故への対応								
2.5.1	3.68	4.00	3.66	3.63	3.63	3.66		

4. 本年度のまとめ

医療安全活動が本格化して 10 年以上が経過したが、その活動の検証は十分でないといつても過言ではない。厚生労働省により、医療安全対策加算による医療安全活動への影響について、平成 18 年 4 月の加算時点の前後での調査³⁾があるが、われわれの研究チームの一員である今中雄一らは、すでに平成 18 年臨床研修病院を対象として医療安全管理体制に関する研究を実施し、その成果を公表している。本研究は、これら先行研究を踏まえ対象を医療安全対策加算算定病院とし、その実態を把握することで、今後のより実践的で実際的な医療安全活動について、医療安全の従事者ばかりでなく、病院管理者、さらには自治体、国をも含む行政に対し、重点を置くべき項目を明らかにし、提供することが目的である。

23 年度における本研究では、(1) 医療安全体制の実態調査に関する H18 年度調査と H22 年度調査の比較検討および(2) JCQHC による評価体系の医療安全管理に関する項目についての検討の 2 部から構成されており、それぞれについて以下のようにまとめられる。

(1) 医療安全対策加算算定病院における医療安全管理体制の実態調査:H18 年および H22 年度調査の比較検討

○対象病院

- 平成 18 年度調査では、臨床研修病院（単独・管理型）1,039 施設に無記名自記式アンケート調査票を送付し、そのうち 399 施設から回答があった（回答率：38.4%）。
- 平成 22 年 10 月 31 日現在、医療安全対策加算算定病院 2,674 病院に対し、無記名自記式アンケート調査票を送付し、そのうち、669 病院から回答があった（回答率：25.0%）。

○病院の属性について

- 対象施設における開設地域での分布については、九州（H22 年 15.4%、H18 年 8.8%）以外偏りはない。
- H18 年度は単独・管理型臨床研修病院を対象とし、H22 年度調査では医療安全対策加算算定病院を対象としていることから、H22 年度調査は小規模病院を含んでいる。
- 開設者別では、国立・独立行政法人、公立・地方独立行政法人および公的病院の病院数は H18 年度および H22 年度調査ではそれぞれ 251 病院（62.9%）および 291 病院（43.5%）でその比率が異なる。
- 医療安全対策上、国立、公立および公的病院の果たす役割の大きさは重要であるが、わが国の医療提供上、小規模病院の役割も違った意味で重要である。

○医療安全対策加算算定状況について

- 臨床研修病院であり、特定機能病院である大学病院においてはほぼ 100%が加算 I を算定しており、一方小規模医療法人病院においては、加算 II を算定しているものと考えられる。

○調査項目に関する検討

- H18 年度および H22 年度の調査項目は、用語等一部の相違があるものの、感染制御の項目を除いてほぼ同様のアンケート調査項目で構成される。

○両年度間の比較について

- 両年度調査における病院属性を考慮すると、H22 年度調査においては、加算 I・401 床以上（173 施設）、加算 I・400 床以下（306 施設）および加算 II（180 施設）の 3 群に、また、H18 年度調査では、特定機能病院（45 施設）、国公立・

公的・社保関係病院（241 施設）および医療法人・その他病院（113 施設）の 3 群にそれぞれ分類されている。以上の検討から、H18 年度調査の対象病院は臨床研修病院で大学病院ならびに公立・公的・社保関係施設であり、しかも病床数を考慮すると、H22 年度調査の加算 I にはほぼ相当すると考えられ、加算 II の施設は H18 年度調査の病院にはほとんど含まれていないものと考えられる。

- H18 年度は臨床研修病院対象、H22 年度は医療安全対策加算算定病院が対象であることを前提に両年度の比較は可能であると考えられる。

○医療安全管理者の配置状況について

- 医師を含むいずれの医療従事者についても、専従、専任を問わず、医療安全管理への配置状況と従事時間数は徐々にではあるが増加傾向にあると考えられる。

○医療安全管理の組織体制について

- 設問の設定が両年度で異なるが、「権限」については横ばい、「資源」については數字的には 74.4% から 50.8% と減少しているが 18 年度から 22 年度にかけてあまり変化がないのではないかと考えられる。
- 院長・副院長からの支援の有無について、「とてもある」「ややある」の肯定的割合はそれぞれ、H22 年度調査 82.7%、H18 年度調査 85.2% で、ここでも H18 年度調査対象病院が臨床研修病院であり、H18 年当時から医療安全活動が相当程度進んでいたものと推測される。
- 両年度で変化がないといっても、医療安全管理体制については、病院長・副病院長の支援のもと、医療安全管理部門の役割や権限は明確にされているものの、投入される資源は十分であるとは云えない。

○安全管理に係る委員会について

- 構成人数は、H18 年度調査の特定機能病院に相当する H22 年度調査の加算 I・401 床以上の病院については、多数の構成人数となっている。
- 所要時間は、両調査とも大半は 60 分／回以上の開催時間と考えられるが、H22 年度